

○岡山県後期高齢者医療広域連合共催及び後援取扱要綱

平成30年3月30日
広域連合告示第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体その他の団体等（以下「団体」という。）が実施する事業又は行事（以下「事業等」という。）を特に奨励すべき事業として岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が共催又は後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(共催及び後援の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 団体が主催する事業に対して、広域連合がその事業の趣旨に賛同し、後期高齢者福祉の推進の見地から奨励の意を表して名義の使用を承認するとともに、事業計画段階から主体となって共同で事業を行うことをいう
- (2) 後援 団体が主催する事業に対して、広域連合がその事業の趣旨に賛同し、後期高齢者福祉の推進の見地から奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援することをいう

(共催及び後援の名義)

第3条 共催又は後援（以下「後援等」という。）について使用を承認する名義は、「岡山県後期高齢者医療広域連合」とする。

(対象団体等)

第4条 後援等を承認する団体の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国及び地方公共団体並びにこれらの機関
- (2) 前号に掲げる団体の連合体又はこれらに準ずる団体
- (3) 公益法人及びこれに準ずる公共性の強い団体
- (4) その他次の要件のいずれをも満たす団体
 - ア 主催者の存在、所在地が明確であること。
 - イ 規約、会則等の定めにより、組織、運営、財政基盤、役員、会計経理、会員等が明確であること。
 - ウ 堅実な活動実績を有する等、事業等遂行の意志及び能力が十分にあると認められること。

(共催および後援の基準)

第5条 後援等する事業は、その目的及び内容が後期高齢者福祉の推進に寄与するもので、次の要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 事業計画が明確で実施の確実性が十分に認められること
- (2) 特定の会員等を対象とせず、広く県民に公開され一般県民に参加の機会が与えられているもので、かつ参加予定者数が相当程度見込まれるなど公益性を有するもの。ただし、公的な団体が実施するもの又は後期高齢者福祉の推進に特に寄与すると広域連合長が認める事業等についてはこの限りでない
- (3) 県内の会場において開催されるものであること。ただし、当該事業が次のいずれかに該当する場合はこの限りでない
 - ア 広域な規模又はこれに準じた規模で行われる場合
 - イ 必要とされる設備等について県内の会場では対応できないため、隣接県の会場で開催される場合
 - ウ 岡山県民の多数の参加が見込まれる場合
- (4) 入場料等を徴収する事業にあつては、その額が適正又は社会通念上低廉である等、事業の参加者に対して過重の負担を負わせるものでないもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業については、後援等を承認しない。

- (1) 政治団体、宗教団体の活動又は特定の宗教若しくは政治のための活動と認められるもの
- (2) 事業等が公序良俗に反するものその他社会的に非難を受けるおそれがあるもの
- (3) 団体等の宣伝又は会員の勧誘を主たる目的とするもの
- (4) 営利事業又は営利的意図があると認められるもの。ただし、広域連合長が特に認めたものはこの限りではない
- (5) 物品の販売や寄付行為を主たる目的とするもの
- (6) 集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるもの又は参加者に対して圧迫感を与えるもの
- (7) 事業の主たる目的が主催団体の構成員の親睦を目的とするもの
- (8) 個人の主催するもの
- (9) 広域連合の名誉をき損し、又は信用を失墜するおそれがあるもの
(申請)

第6条 後援等の承認を受けようとする団体等（以下「申請団体」という。）の代表者は、共催名義使用の承認を受けようとする場合は、事業等の開催日の60日前までに、後援を受けようとする場合は事業等の開催日の20日前までに共催・後援申請書(様式第1号)を提出し、その承認を得なければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

2 前項に定める申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 規約又は会則等の組織、代表者、活動目的等の申請団体を明らかにする書類
- (2) 申請団体の活動実績を明らかにする書類
- (3) 申請団体の直近の収支決算書
- (4) 事業の企画書、開催要項等、事業目的及び事業計画を示す書類
- (5) 事業の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、広域連合長は、次の各号に掲げる書類について、既に保有している場合又は申請団体がそれぞれ当該各号に掲げる団体である場合は、その提出を省略させることができる。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる書類

第4条第1号に掲げる団体又は同条第2号から第4号までに掲げる団体であって、当該書類に記載すべき内容が社会通念上明白な団体。

- (2) 前項第3号に掲げる書類

第4条第1号から同条第3号に掲げる団体又は当該書類に記載すべき内容が社会通念上明白な団体

- (3) 前項第5号に掲げる書類 第4条第1号に掲げる団体

(承認)

第7条 広域連合長は、後援等を承認した場合は、申請団体の代表者に「共催・後援承認通知書」（様式第2号）により通知する。

(条件)

第8条 広域連合長は、必要があると認めるときは、後援等の承認に際し条件を付することができる。

(事業中止等の届出)

第9条 主催者は、後援等の承認を受けた後に事業を中止し、又は事業内容等を変更する場合は、速やかに広域連合長にその旨を届け出なければならない。

(後援等の取消し等)

第10条 広域連合長は、後援等の承認後に、第5条第2項の規定に該当する事実が認められたとき又はその他不適当な行為があったと認めるときは、後援等を取消すものとする。

2 事業実施後に第5条第2項の規定に該当したことが認められたとき又はその他不適当な行為があったと認めるときは、以後その団体に対する後援等を承認しないものとする。

(報告)

第11条 広域連合長は、必要があると認めるときは、申請団体に対し事業等に関し必要な事項の報告を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業等の後援等の取扱いに関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

共催名義使用申請書

年 月 日

岡山県後期高齢者医療広域連合長 様

団 体 名

所 在 地

代表者 職・氏名

⑩

下記のとおり事業を実施するにあたり、岡山県後期高齢者医療広域連合の共催名義の使用を申請します。

事業名	
日時	
場所	
料金	
問い合わせ先	団体名 TEL
主催者ホームページ	http://
事業紹介ページ	http://
事務責任者	住所 〒 氏名 TEL FAX e-mail
他の主催・共催・後援等 (予定を含む)	主催： 共催： 後援： 協賛：
広域連合の共催名義使用を申請する理由	
事業の対象者	(入場者見込： 人)
過去の実績	<input type="checkbox"/> 前回の名義使用申請 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 初めて申請する

【申請時に提出していただく資料】

開催要領 収支予算書 団体規約 役員名簿 (役職・氏名のみで結構です)

前年又は過去の活動状況を示す資料 (チラシ・実績報告書 (決算書含む)・新聞記事など)

※ 申請の際には必ず全ての資料を添付してください (添付されていない場合、申請を受け付けないことがあります)

後援名義使用申請書

年 月 日

岡山県後期高齢者医療広域連合長 様

団 体 名

所 在 地

代表者 職・氏名

①

下記のとおり事業を実施するにあたり、岡山市の岡山県後期高齢者医療広域連合名義の使用を申請します。

事業名	
日時	
場所	
料金	
問い合わせ先	団体名 TEL
主催者ホームページ	http://
事業ホームページ	http://
事務責任者	住所 〒 氏名 TEL FAX e-mail
他の主催・共催・後援等 (予定を含む)	主催： 共催： 後援： 協賛：
広域連合の後援名義使用を申請する理由	
事業の対象者	(入場者見込： 人)
過去の実績	<input type="checkbox"/> 前回の名義使用申請 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 初めて申請する
<p>【申請時に提出していただく資料】</p> <p><input type="checkbox"/> 開催要領 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 団体規約 <input type="checkbox"/> 役員名簿 (役職・氏名のみで結構です)</p> <p><input type="checkbox"/> 前年又は過去の活動状況を示す資料 (チラシ・実績報告書 (決算書含む)・新聞記事など)</p> <p>※ 申請の際には必ず全ての資料を添付してください (添付されていない場合、申請を受け付けないことがあります)</p>	

様

岡山県後期高齢者医療広域連合長

後援・共催 名義の使用について（回答）

年 月 日付けで申請のありました標記の件について、下記のとおり承認します。

記

1 事業名

2 主催者

3 開催日 年 月 日（ ）

4 開催場所 市

5 後援・共催名義 岡山県後期高齢者医療広域連合

6 遵守事項

(1) 事業計画を変更しようとするときは、速やかに届け出ること。

(2) 事業の実施に当たり、以下の留意事項を遵守すること。

ア 政治的又は宗教的な中立性を侵すおそれのないこと。

イ 営利事業である、又は、営利的意図があると疑われないこと。

ウ 公序良俗に反しないこと。

エ 暴力団等と関係又は関係があると疑われないこと。

オ 広く県民が平等に参加できること。

カ 実施計画を綿密にたて、確実な事業実施に努めること。

キ 広域連合の名誉を毀損し、又は信用を失墜しないこと。

(3) 主催者の変更等事業内容が後援・共催名義の使用承認を受けた後に著しく変更されたとき、又は(2)の留意事項に従わないときは、承認を取消すものとする。

実施報告書	
年 月 日	
岡山県後期高齢者医療広域連合長 様	
団体名 代表者 担当者 連絡先 〒 住所 TEL	
岡山県後期高齢者医療広域連合共催及び後援取扱要綱第11条に基づき、活動実施報告書を提出します。	
許可番号	年 月 日 第 号
参加者数	一 般
	人
	人
※注1	内 後期高齢者
内 岡山県民(再掲)	人
※注2	内 後期高齢者
広報の方法	
名義の使用方法	
成果と反省	
今後の活動予定	

- ※1 後期高齢者対象の事業の場合は、人数を必ず記入して下さい。
- ※2 県外会場で開催した場合は、必ず記入して下さい。
- ※3 印刷物（プログラム、チラシ、報告書等）の作成を行った場合は添付してください。
- ※4 事業等の収支決算書を添付してください。